

地方財政の充実・強化に関する意見書

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、D X 化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズに応えるために、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた財政措置を講じること。
3. 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
4. 会計年度任用職員においては 2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
5. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、必要な財源を保障すること。また、自治体 DX に伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
6. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
7. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

(令和 7 年 9 月 25 日可決)

衆議院議長	殿	あて
参議院議長	殿	
内閣総理大臣	殿	
総務大臣	殿	
財務大臣	殿	
厚生労働大臣	殿	
国土交通大臣	殿	
デジタル大臣	殿	
内閣府特命担当大臣	殿	

石川県野々市市議会